

## ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC

(為替ヘッジなし/実績分配型) / (限定為替ヘッジあり/実績分配型)

追加型投信/内外/債券

【臨時レポート】



ブラックロック・ジャパン株式会社

### 2025年1月15日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

『ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC 為替ヘッジなし/実績分配型) / (限定為替ヘッジあり/実績分配型) (以下「実績分配型のファンド」といいます。)』は、2025年1月15日に決算を迎え、当期の分配金(1万口あたり、税引前、以下同じ。)を、以下の通りと致しましたことをご報告申し上げます。

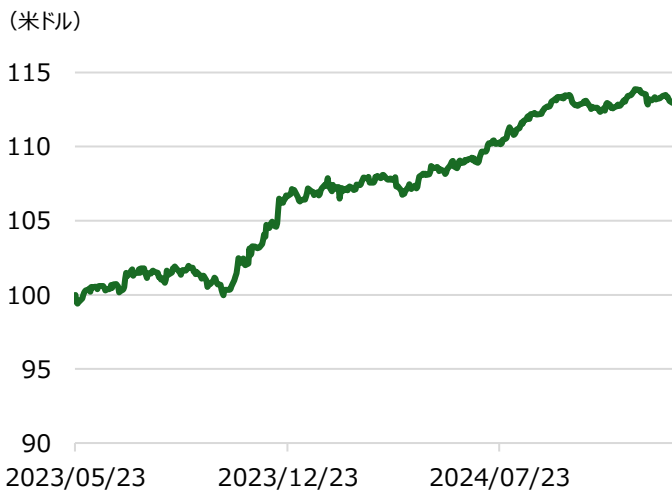
為替ヘッジなし/実績分配型

100円

限定為替ヘッジあり/実績分配型

57円

### 主要投資対象ETF (BINC) の米ドル建て再投資価格と直近分配金の推移 および実績分配型のファンドの分配実績



- 実績分配型のファンドは、主要投資対象ETF (BINC) からの分配金のうち、経費控除後のインカム収益相当分を実績分配することを基本としています。主要投資対象ETFの分配金は毎月変動しておりますが、直近の2024年12月は、米国における課税年度の期末を迎えることへの対応で、12月18日に2回目の分配金として1口あたり0.583942米ドルが全てインカム収益相当として分配されました。
- このため、主要投資対象ETFにおける12月の2回目の分配金をもとに**実績分配型のファンドは当期の分配金を決定しておりますが、毎月の分配金額は増減することがありますので、ご注意ください。**なお、主要投資対象ETF (BINC) の12月末のポートフォリオの平均最終利回りは6.24%となっております。

分配落ち日	主要投資対象ETF (BINC)	
	1口あたり分配金 (インカム収益)	分配落ち前営業日の純資産価額
2024年12月18日	0.583942	52.578035
2024年12月2日	0.237490	52.764271
2024年11月1日	0.239702	52.580284
2024年10月1日	0.364484	53.350288

決算日	実績分配型のファンド	
	為替ヘッジなし	限定為替ヘッジあり
2025年1月15日	100	57
2024年12月16日	36	0
2024年11月15日	38	0
2024年10月15日	59	16

出所：ブラックロック。期間：2023年5月23日から2025年1月13日（日次データ）。2023年5月23日を100として指数化。

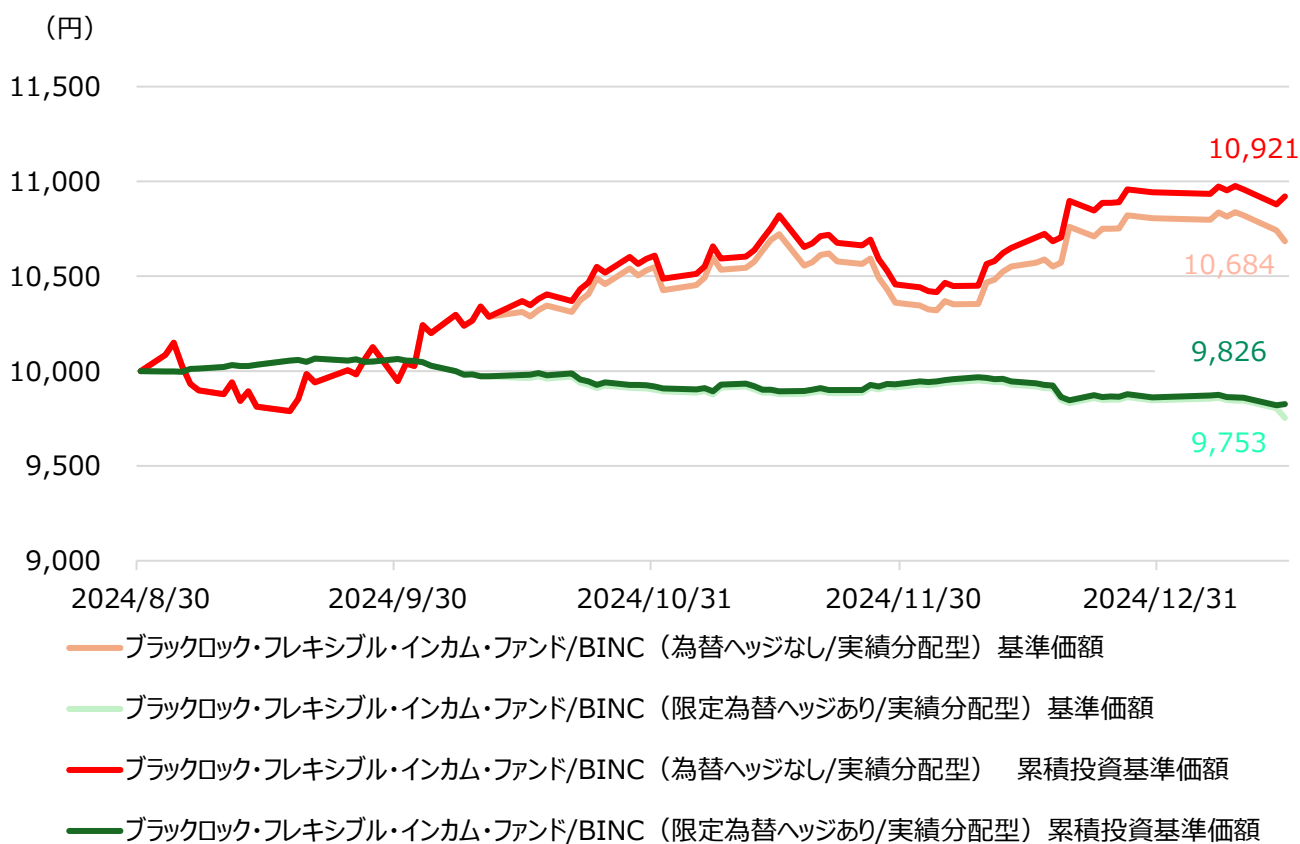
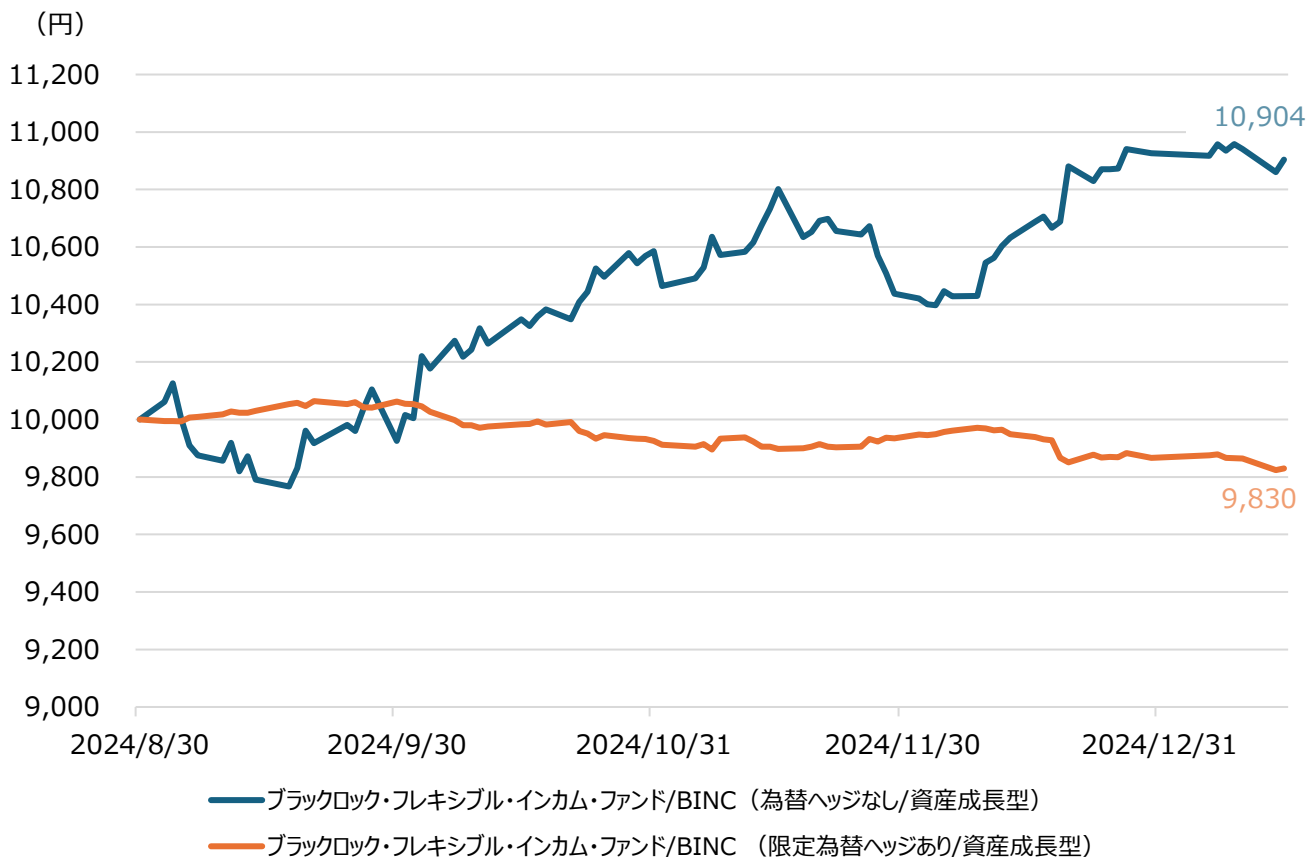
注記：主要投資対象ETF (BINC) は、当ファンドの主要投資対象ファンドである「iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブETF」を指します。

※いずれも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません\*当ファンドは特化型運用を行います。BINCへの投資割合を原則として高位に維持します。

注記：上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。上記のデータは経費控除後のものになります。

NM0125U-4172862-1/6

# 当ファンドの基準価額推移



出所：ブルームバーグ、ブラックロック。期間：2024年8月30日から2025年1月14日。注記：BINCは、当ファンドの主要投資対象ファンドである「iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブETF」を指します。こちらは1万口あたりの基準価額です。基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと算出しています。

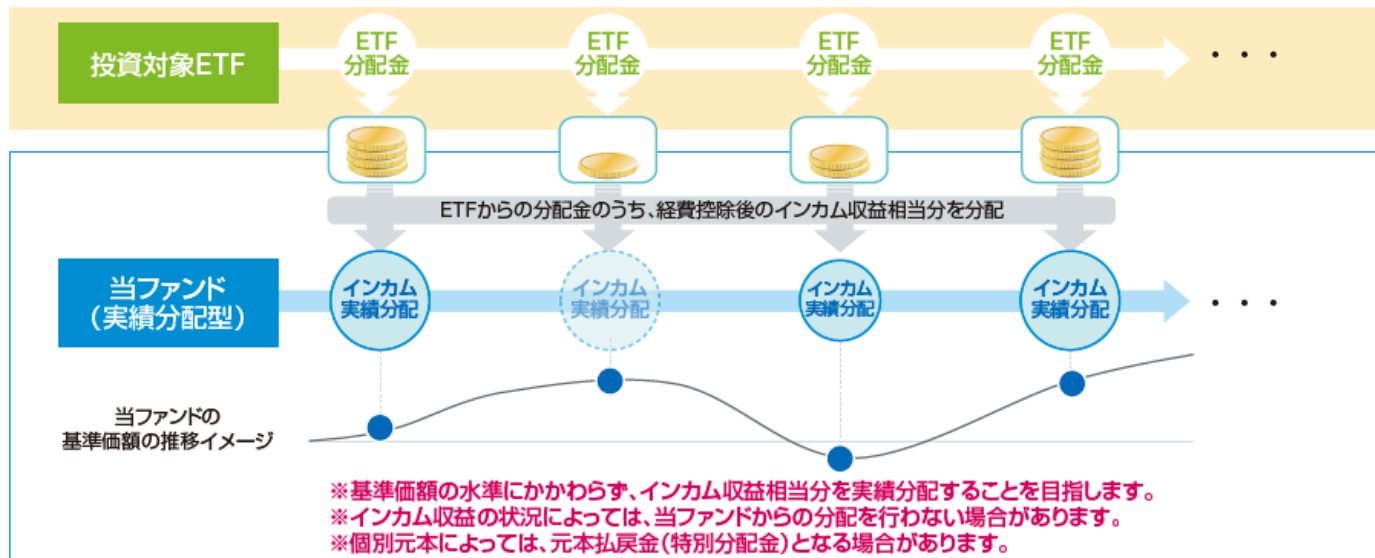
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。\*当ファンドは特化型運用を行います。BINCへの投資割合を原則として高位に維持します。

## ご参考 - 各ファンドの分配について

- 資産成長型のファンド（（為替ヘッジなし/資産成長型）および（限定為替ヘッジあり/資産成長型））
  - 決算は毎年4月および10月の15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）の年2回です。
  - 信託財産の成長に資するため、分配を抑制することを基本とします。
- \* 基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。
- 実績分配型のファンド（（為替ヘッジなし/実績分配型）および（限定為替ヘッジあり/実績分配型））
  - 決算は毎月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）の年12回です。
  - 当ファンドの主要投資対象ETFからの分配金のうち、経費控除後のインカム収益相当分を実績分配することを基本とします。
- \* 毎月の分配金額は増減することがあります。

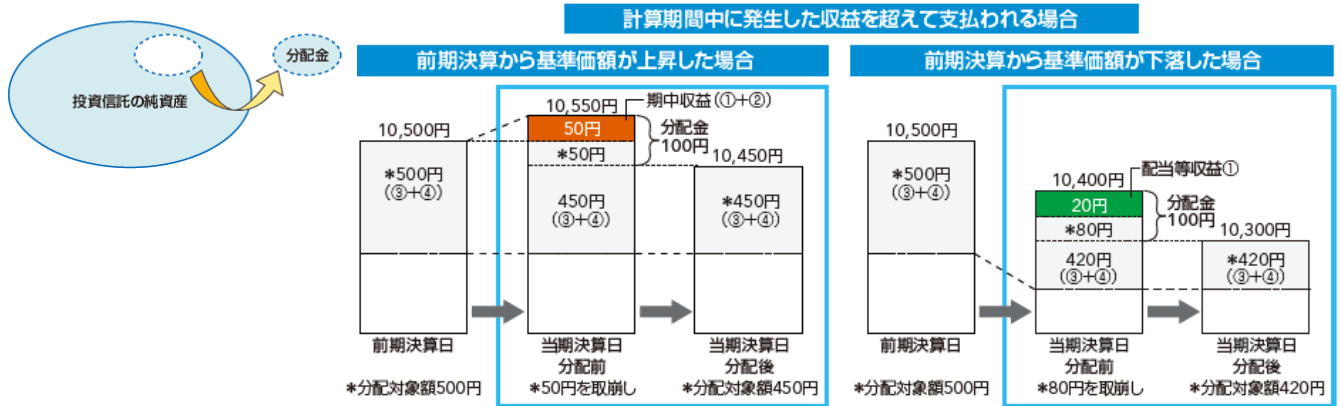
### 当ファンドの実績分配型のイメージ図

- 主要投資対象ETFからの分配金のうち、経費<sup>※1</sup>控除後のインカム収益相当分の分配を目指します。ETFからの分配金は毎月変動するため、当ファンドの分配金も変動します<sup>※2</sup>。
- ※1 経費とは、信託報酬やヘッジコスト等のことを指します。
- ※2 ETFからの分配金水準によっては当ファンドから分配金が支払われない場合もあります。
- また、当ファンドは主要投資対象ETFからの分配金の一部を分配金としてお支払いするため、基準価額の水準にかかわらず分配を目指します。



- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

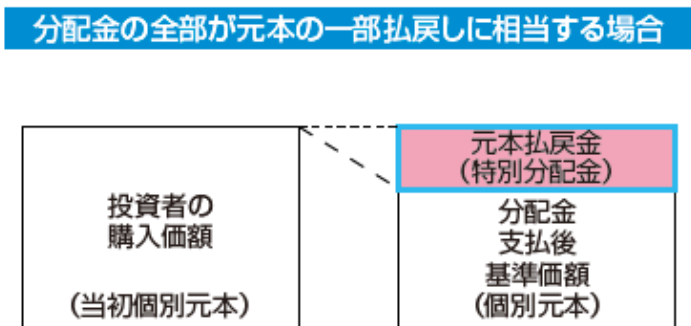
投資信託で分配金が支払われるイメージ



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より計算期間中の基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 投資リスク ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクをご覧ください。

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは、■金利変動リスク ■信用リスク ■為替変動リスク ■期限前償還リスク ■カントリー・リスク

■デリバティブ取引のリスク等があります。

## お申込みメモ ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）のお申込みメモをご覧ください。

信託期間	2034年10月13日まで（設定日：2024年8月30日）
購入単位	購入単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
決算日	（資産成長型）4月15日および10月15日（ただし休業日の場合は翌営業日） （実績分配型）毎月15日（ただし休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。販売会社と投資者との間の契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、ファンドが投資対象とする上場投資信託の取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。

## 当ファンドに係るファンドの費用 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の当ファンドに係るファンドの費用をご覧ください。

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ご購入受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.30%（税抜3.00%）</u> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの実質的な運用管理費用（A+B）は、 <u>年0.984%（税抜0.94%）</u> 以内となります。 なお、ファンドが投資対象とする上場投資信託において、別途上場投資信託等を組入れる場合があり、その場合別途管理報酬がかかります。 (A) ファンドの純資産総額に対して <u>年0.484%（税抜0.44%）</u> の率を乗じて得た額 ※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 (B) ファンドが投資対象とする上場投資信託に係る運用管理費用等ファンドが投資する上場投資信託の純資産総額に対して <u>年0.50%</u> 以内が管理報酬としてかかります。 ※2024年5月末現在 年0.40%となっています。 ファンドが投資対象とする上場投資信託において、別途上場投資信託等を組入れる場合があり、その場合別途管理報酬がかかりますが、その銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%（税抜0.10%）を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。ファンドが投資対象とする上場投資信託に係る保管報酬、事務処理に要する諸経費等が当該投資対象ファンドから支払われます。また、有価証券の貸付を行った場合は、信託財産の収益となる品貸料の2分の1（100分の50）相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。



ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者関東財務局長(金商)第375号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

## 投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
S M B C日興証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融 機関	関東財務局長 (登金)第54号	○		○	○

本資料は、当ファンドの理解を深めて頂く為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見直し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券（外貨建ての場合は為替リスクもあります）に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。